第１　はじめに

　大阪府は、これまで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）」に基づく「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）」に基づく「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」を策定し、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保の取組みを進めてきたところです。

高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世帯、外国人などについては、自力で一定の質を備えた住宅を確保できない場合があります。また新型コロナウイルス感染症に起因する社会情勢の急激な変化等で住宅に困窮する府民に対して、居住の安定確保のための施策を講じることが行政に求められています。

福祉施策とも連携し、居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図るため、これまでの取組みの方向性を継続・発展させていくことが必要です。

大阪府地域福祉支援計画、大阪府高齢者計画、大阪府障がい者計画等の関連計画における取組みとも連携して、高齢者や障がい者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の居住の安定に関する総合的かつ効果的な施策を推進するため、これまでの「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」を統合し、「大阪府居住安定確保計画」を策定します。

なお、大阪府は世界の先頭に立ってSDGs（平成27年９月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」）に貢献する「SDGs先進都市」をめざしており、本計画はこのSDGｓに資するものです。

位置付け

本計画は、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく大阪府の住生活基本計画である「住まうビジョン・大阪」の個別計画であり、住宅セーフティネット法に基づく「大阪府賃貸住宅供給促進計画」、かつ、高齢者住まい法に基づく「大阪府高齢者居住安定確保計画」です。

＜参考：本計画に関連する計画＞

　　　・住まうビジョン・大阪

　　　・大阪府営住宅ストック総合活用計画

　　　・大阪府高齢者計画2021

　　　・第５次大阪府障がい者計画

　　　・第４期大阪府地域福祉支援計画

　　　・大阪府子ども総合計画

　　　・第四次大阪府ひとり親家庭等自立支援促進計画

　　　・大阪府再犯防止推進計画

　　※ここに記載している計画は、本計画策定時点（令和３年　月末）のものであり、今後新たに府で策定される計画等も関連する場合があります。

期間

本計画の計画期間は、令和３年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、計画の達成状況の評価や社会･経済の変化、関連する計画との整合性などから、おおむね５年を基本として、必要に応じて計画の見直しを行います。